

発行所
日本赤十字
新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区西久保
広町35(庚申ビル)
TEL 03-432-1089
発行責任者
宮野政夫

日赤新労ニュース

綱領
1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にしての健全なる発展を期す。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

昭和46年度 第一回中央委員会開催!

— 46. 7. 19 ~ 20 — 於 広島県大久野島国民休暇村



来賓、福岡日赤堀内氏の挨拶



ベア斗争方針を慎重審議する議場

本年度第一回中央委員会は、本部役員、中央委員、オブザーバー等の外、来賓として、福岡日赤より代表者の御出席があり、紺碧の瀬戸内海に浮かぶ、景勝の自然公園大久野島に於て盛大に開催された。議長に服部昭一氏(名二日赤)書記に郡司敏男氏(前日赤)を選出して議事を進めた。その経過は次のとおりである。

一、本年度ベアスアップについて

各地方会議における決定事項
第一ブロック
昨年同様の斗争、デモについては増員を望む。
第二ブロック
昨年同様の斗争は勿論、統一スト権確立及び中労委提訴を行うこと。
第三ブロック
昨年の斗争強化及び厚生省等外部への陳情、特に署名簿については、全単組必ず提出すること。

第四ブロック
昨年以上の斗争を行う。
第五ブロック
昨年以上の斗争が必要であるが、本年は特に次のことを強調したい。
(1) 外部に対するPR(公的医療機関の現状を訴える)
(2) 本社内に於ける決起集会
(3) 署名簿範囲の拡大
(4) ハガキ戦術
(5) 胸章斗争
第六ブロック
スト権確立並びに中労委への提訴。

質疑応答
(大田原) 昨年における署名簿とハガキの提出状況はどうか。
(本部) 署名簿については、提出時期のズレはあるが、約七〇%程度である。ハガキについては一〇〇%に近い。
(大田原) 署名簿に対する署名人員が少ないうえ、これは単組における組織力の充実をはかって効果をあげて貰いたい。また、本部において署名簿の必要性はどの程度か。
(本部) 署名簿は絶対に必要である。期日を経て、九〇%に達した時点で社長に提出したい。
(中央委員) 未提出単組に強硬なる督促をしてほしい。

(中央委員) 提出時期はなるべく早く知らせてほしい。
(中央委員) 各単組の努力によって、期日にこだわらずできるではないか。
(中央委員) 署名簿の提出先は、社長、施設長、厚生省等にしたい。
(中央委員) 署名簿の提出は、社長は原本とし、その他については複写でよいではないか。
(議長) 署名簿作成については色々意見が出たが決まらなかった。その結果、絶対多数で、署名簿を作成することを決定した。
(議長) 署名簿を作成することはきましたが、提出時期については本部の意見を聞きたい。
(本部) 人・勧発表の前に、社長に提出したいので、八月十日日本部必着を考えた。
その後、各中央委員から、署名簿の提出先、要望書文面統一等について発言があったが、次のとおり決定した。
(1) 提出先
社長、支部長、施設長
(2) 文面形式
本部作成する。

ハガキ戦術について
(中央委員) ハガキ戦術の効果についてききたい。
(本部) 本社は毎年受けとっているのだから少ないが、その他は効果的だと思う。なお本年は提出先を常任理事まで、拡大した。
(中央委員) 本社以外にも知って貰うため、範囲拡大は賛成である。
(中央委員) ハガキの文面については、色々工夫してほしい。
以上の結果、ハガキ戦術については、絶対多数で、実施することとし、宛名と実施時期は、本部から指令することに決定した。

胸章斗争について
(中央委員) 組合の二つあるところでは、強制的に実施するのは無理がある。
(中央委員) ある程度考慮に入れて実施したらどうか。
(中央委員) リボンにしたらどうか。
(中央委員) 患者取扱いに支障を来さないような胸章にして貰いたい。
(本部) 充分検討の上作成したいと考えている。

以上の結果、胸章斗争は、絶対多数で実施することに決定した。
○デモについて
(中央委員) デモは効果が薄いので、実効あるものを考えてほしい。
(本部) 本年は、従来と違って、本社構内に於て、総決起集会を行なうかと思っている。
(中央委員) 本社内集会を拒否された場合どうするか。
(本部) どのように拒否されようとも、本部の責任において実行する。なお動員人員は昨年以上とし、費用については、昨年同様としたい。実施時期については本部より連絡する。
以上の結果、絶対多数をもって本社集会を可決した。

スト権の確立
(中央委員) 単組の実状に応じ、スト権の確立を望む。
(本部) 本部は団交の状況によっては、統一スト権の確立も必要と考えられる。

年末年始特別出勤手当について
(中央委員) 支給範囲としては、勤務した凡ての職員を対象にしてほしい。
(中央委員) 支給期間については十二月二十九日より、翌年一月三日までとされたい。
(中央委員) 支給金額は三、〇〇〇円位としてほしい。
(本部) 皆さんの意見は、充分反映するように持っていきたい。以上審議の結果、交渉については本部一任、額については一律三、〇〇〇円を賛成多数で決定した。

住宅資金貸付制度について
(中央委員) 一応の案ができていくのか。
(本部) 資料を集めて検討中であるが、共済組合と一緒にできないか。
(中央委員) この制度については単組に持ち帰り、次回の中央委員会にかけてはどうか。
以上の結果、次回中央委員会にかけることに決定。

退職一時金の改善及び年金制度の実現について
(本部) これについては、基礎資料は既に新労として作成し、一応の了解点に達しているが、財政面から、いつどのようにして要結実行できるかが、焦点である。
○その他
(1) グループ生命保険について
(本部) 現在八名の加入申込よりないので、どうするか、お諮りしたい。
審議の結果、単組でもう一度検討し、本部もこれに見合うような方法を考えることに決定した。
○簡易タイプ購入について
六万五千円程度の、タイプ購入に決定した。

本部に対する要望事項
(1) 住宅手当についてもっと強硬に交渉してほしい。
(2) 調整手当を、人口に応じた乙地の適用範囲を広げてほしい。
例、浜松、唐津等
(3) 解雇手当については、一体でも二体でも、手当額が同じというのをおかしいので、この点交渉してほしい。
(4) 人事考課については、本部からの援護射撃を望む。
(5) 夏期休暇については、有給を消化した場合、とれなくなるので交渉してほしい。
(本部) (1) 以外は、本社に要求し現在交渉中である。

細部質疑事項
次のとおり質疑応答が、とりかわされた。
(中央委員) ベア斗争について他の組合との共闘はどうか。
(本部) 基本的には賛成であるが斗争方針並びに、要求事項の違いによって、統一斗争が可能かどうか疑問である。
(中央委員) ベア受諾の際の実施は、統一して行なってもらいたい。
(本部) 統一実施を望む。
(中央委員) ベア実施に当り、手当等で調整することのないようにして貰いたい。
(本部) 資金繰りの面でどうして也不可能な施設は、権利を獲得し支払いのできるように交渉したい。
以上をもって、第一回中央委員会は多大の成果を収め終了した。

人事院勧告の発表、他機関に 対する要請書、並びに社長に 対し署名簿の提出等

八月十三日人事院は、国家公務員給与を、五月一日にさかのぼって平均一・七四%（俸給で一・三二%、諸手当で〇・七二%、その他で〇・六七%）引き上げるよう勧告を行なった。

これによって、新労としても、本格的活動を行なうこととなった次第であるが、これより先新労としては、厚生大臣並びに、総評市川議長、同盟滝田会長宛、現行医療制度の抜本改正、病院の新増設、医療器具等の購入費並びに看護婦養成費に対する国からの補助金交付等について、それぞれ要請書を提出し、別紙のとおり直接面談して実状を説明した。

ベースアップを主とした団体交渉は四月十九日、本社に対する要求書提出と同時に第一回目を開催し、その後数回開会を持ったが、これを有利に展開せしめるため、



署名簿を丹念に見る東社長（右側は川出委員長）

署名簿並びに要望書提出

八月二十四日

新労は、人事院勧告の完全実施を強く要望したのに対し、社長は「皆さんの要望はよくわかります。上げただけでなく、実施時期についても、勧告と併せて、実施時期がご承知のごとく、病院の赤字財政解消には、医療費の改訂の外、看護婦養成費、建物の増設等に、国会議員を通じて、目下政治的折衝中である。しかしながら色々複雑な事情もあり、早急に解決は困難と思われるが、できるだけ皆さんの要望に副うよう努力します」と表明した。

決起集会及び団体交渉

八月二十八日

三十数度を超す炎天下、全国単組より二〇〇余名、手に手に組合旗、プラカード等を持って、意気軒昂、本社構内に参集、労働歌の高唱、シュプレスコール、ジグザグ行進等により、盛りあがる氣勢を示し、団交委員を激励すると共に、本社に対し圧力をかけた。しかしながらこの中央委員もメンバーに加えて行なつた強力団交（第六回）に際しても、本社は昨年並の八月実施の線を示し、医療費の大巾改訂があれば再考慮するという、若干の弾力性を持たせた回答に終つた次第である。

その後、新労としては、給与改正委員並びに、常任理事に対し、別紙のとおり、人・物完全実施に關する依頼文書を発送する等のことを行なつたが、本社は別紙の通り、十月一日附本達第七号を

要請書

厚生大臣殿 (四十六年七月十四日)

我々、日本赤十字新労働組合連合会は過去十年間、人事院勧告（私どもの給与は、国家公務員の給与体系に準じています。）の完全実施を要求し強力なる闘争を続けて来ましたが、毎年公務員より、下廻つた線で無念の涙をのまされて来た。その主なる理由の一つに日赤病院における、赤字財政が大きな原因となつて居るのであります。又、その他の公的医療機関においても、同じ様に赤字財政で病院の維持が難しくなつて来ています。

日赤病院は、戦前、戦後をどうし国民の生命を守るため、全国津浦津々に設立せられ、地域における医療及び看護婦養成に、日夜まき進み、赤十字としての使命を、わすれることなく、努力を重ねてきました。しかし、現状はどのようであるかと言ふと過去における、公的医療機関としての使命を果さずとすると、先にも述べましたとおり、経済的に破たんを来たす結果となり、病院においては苦慮して居るのであります。

他の公的医療機関においては、上部機関より赤字補填をうける事が出来ませんが、日赤の傘下にある病院、診療所等においては、独立採算制を強いられ、特に、その施設が赤字経営にならうとも、一片の援助すら、あおぐことが出来ません。

ここにおいて、私どもは、次のことが実現出来ませう、格別なるご配慮をお願いします。

一、現行医療制度の抜本的改正、特に医療費面について。

二、病院の新増、改築費及び医療器具等の購入費に対する国からの補助金交付について。

三、看護婦養成費に対する国からの補助金交付について。



上記三項に対する実現を見ますならば、公的医療機関として、より高度の医療の下に国民の生命を守ることが出来るものと考えます。

以上各項につき、御詮議の上、御高配を賜わりたく存じます。

総評議長殿 (四十六年七月十四日)
同盟会長殿

吾々、日本赤十字新労働組合連合会は、医療に従事する労働者として、常に働く者の労働条件の維持改善と国民医療の向上に、日夜努力を重ねて、きております。

しかし作ら、日本赤十字社においては、近時における病院経営並びに血液事業運営の財政的裏付けの乏しさからくる困難をくり返すのみで、何らの処置あるいは、脱却を考慮することに逃避的な態度であるのが現状であると言つても過言ではないのです。

吾々が現行の医療制度、特に診療費からの医療費制度あるいは健康保険法の内容から分析するとき、その内容には幾多の不合理が有り、医療にさいして、不公平な結果をあたえていいると思はざるを得ません。

その一例として、先にも記した、公的医療機関の一翼を荷つている、吾々日赤病院にあつても公的医療機関としての使命をはたしながら経営上の利潤を考えたとしても、近時における異常なまでの物価上昇により、財政的に困難をきたし、病院そのものの維持すらも出来なくなるような、現行医療制度が、はたして、国民の生命を守る上から、正しいものであると思はれないのであります。

又、公的病院の使命の一つとして、保健問題と疾病予防問題が課せられて居るが、これも保険点数が支払われないのは、最早時代錯誤である。

国民の多くが自らの健康を知ること并希望し、疾病予防にも大いなる関心をもつて居ることは、人間ドックに入ることを如何に多くの人が希望されているかを示されています。

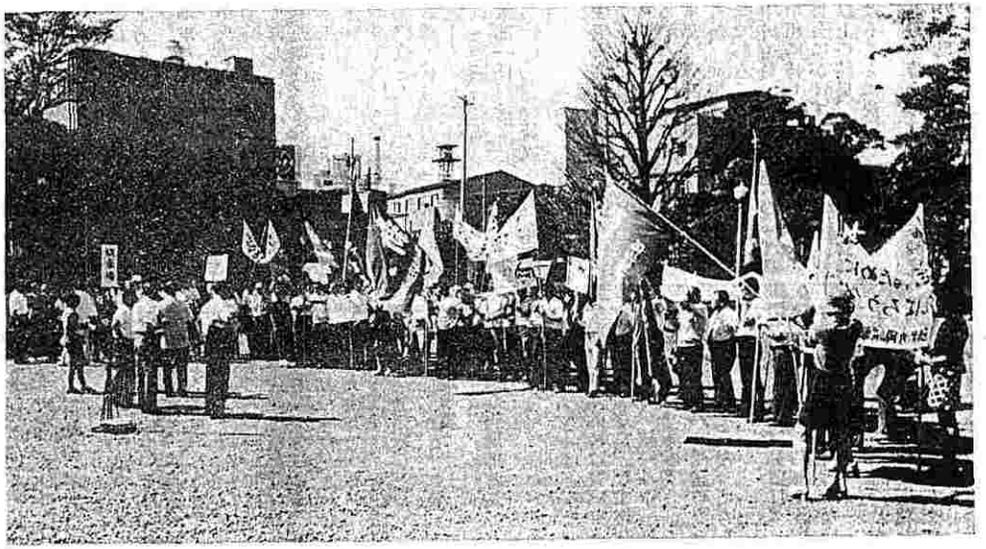
税金は、国民の健康を守ることに支払われるべき国の課題であると思ひます。

ついでには、医療費の抜本的改正について貴組合におかれましては、我々の生活向上と、国民の医療を守るために、十分なるご理解ご協力を賜わり、これが一日も早く実現されますようご配慮をお願いします。

常任理事殿 (四十六年九月十四日)

謹啓、時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

さて、日本赤十字社における本年度ベースアップにつきましては、当組合より人事院勧告完全実施の線、お願ひ申し上げていたところでありましたが、日赤本社としましては、病院等の財政難を理由に、本年も昨年同様八月の線で実施しようとしておられます。是非本年は来る常任理事会の席上、貴職のお力ぞえを賜わりたく、茲に組合員一同を代表いたしましてお願い申し上げます。



手に手に組合旗・プラカード等を持って全国単組から集った同志

給与委員殿 (四十六年九月十四日)

謹啓、時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

さて、給与改正につきましては、当組合の実状をご理解いただき、深く感謝いたしておるところであります。しかるに本社におきましては、財政難を理由に本年も昨年同様八月の線で実施しようとしておられますが、吾々としたしましては、医療費の改正等もある本年こそ、人事院勧告の完全実施が出来るものと確信するものであります。又近々文書等により、給与委員の皆様方からご察議いただくの由であります。日赤に働く職員の方々の生活を守るためにも、是非給与委員としてのお立場から、人事院勧告が完全実施されませう、ご協力ご支援を賜りますよう、組合員一同を代表いたしましてお願い申し上げます。

第二回(者を含む)中央委員会開催

一四六・一〇・一四日 於南伊豆国民休暇村

第二回中央委員会は、エマラルドの海が広がる伊豆半島の南端、南伊豆国民休暇村に於て、中央委員の外単組代表者をも含め、臨時大会にも出席する規模により開催された。

本部諸報告の後、議長に、大津日赤の川崎英二氏、書記に前橋日赤の郡可敏夫氏を選出し、議事を進めた。

一、本年度ペースアップについて

(本部) ペアについては、第十回定期大会後、四月十九日第一回団交に始まり、現在まで交渉を続けてきた結果、九月十日に至り、本社より、昭和四十六年度給与改善についての案が示され(速報第二二二号別紙参照)その実施時期は八月とし、本俸及びはね返り分については十月の給与より新給与で支給したい。その他の手当及び八、九月の差額期日については、第二段階と



ベア 斗争の山場を討議する第二回中央委員会々場

し、本俸については、給与改正委員会の文書審議としたい。但し医療費の大幅改正があった場合、実施時期について、組合と再度交渉したいと表明した。吾々としては前々から言うところ、八月実施には絶対反対はされない。その上本俸と諸手当を別にするのはもっての外である。本年は大幅な医療費の改訂もある。本社としても再度検討するよう強く要望した。

しかし、本社は、九月二十二日全日赤及び日赤労働組が、八月実施を受け入れたので、即給与改正委員会に対し、文書による回答を求め、賛成多数で可決した。新労として、今後どのような闘争を展開するか、意見を聞きたい。

これに対し、各中央委員より、次のような意見が出された。

(山景) 諸手当について詳しい報告をしてほしい。

(堀江) 実施切替期日について再度説明されたい。

(川越) 十月実施切替について詳しく聞きたい。

(浜松) 新給与は十月より受け取ってよいのか。

(前川) 本部連絡は不充分のよう(牛草) 経営不振施設の単組に対する本部の意向を伺いたい。

(山景) 今後ベア実施前進の余地なきや否や。

(小森) 今後の斗争について本部の意向はどうか。

(福永) 医療費が大幅に上がった場合の交渉は本部に一任したい。

なお、第五ブロックでは、八月実施を受諾、付帯条件をつけて交渉中である。

(第五) 第六ブロック、八月実施を受諾、付帯条件をつけた。

(第三) 第四ブロック、八月実施反対、医療費の値上げ巾により交渉する。

(第二) ブロック、付帯条件をつけて八月実施、十六日受領とする。

(第一) ブロック、調整できず。

(堀江) 下部組織に動揺を与えないようにしてほしい。

(中央委員) 医療費改正がある場合、改めて賃上げ要求。

(中央委員) 下部組織の混乱を防止、現時点で来年の方針を決定してほしい。

(中央委員) ペア交渉経過を随時以上の質問及び意見に対し、本部は詳細に説明し、審議を重ねた結果次のとおり決定した。

決定事項

八月実施、十月支給で妥結、ただし、医療費の大幅改正があった場合は再度交渉する。今後の交渉については本部に一任する。

○住宅資金貸付金制度について
新労案を説明し、各単組で検討した上、次回に審議することとした。

○年末手当について
(第一) 第五ブロック、統一要求とする。

(第六ブロック) 未定。
(本部) 統一要求とし、三十六割プラス一万円としたい。三十六割慎重審議の結果絶対多数で本部案に賛成。

○年末年始特別出勤手当について
(堀江) 給与要綱に入れるのは本部一任、金額は単組に決定権を与える。

(服部) 前回は最低三、〇〇〇円の要求であった。

(小森) 忙しいの都合によってきめてはどうか。

以上審議の結果、給与要綱に織り込み、金額は単組が決定することに全員賛成決定した。

○本部事務所移転について
絶対多数で決定した。

○その他
(井口) 夏期休暇について交渉してほしい。

(本部) 現時点では単組交渉の方が多い。

(第一) ブロック、衛生検査技師が国家試験により、臨床検査技師となったことにより、検査行為の責任の問題等で給与面について交渉してほしい。

(本部) 本社に対して要求する。(小野) 次回中央委員会議長はどこ(本部) 次回は第二ブロック。以上をもって、第二回中央委員会は、多大の成果を収めて、盛會に終了した。

本年度ペースアップ等に関する 本社通達文書

人事第七〇〇号
昭和四十六年十月一日
日本赤十字社 支部長殿
日本赤十字社 副社長

職員給与要綱の一部改正について

このたびは、職員給与要綱の一部が改正され、十月一日本連乙第七号をもって施行されたことについて、下記事項留意のうえその実施に遺漏なきよう措置されたく通知します。

なお、かねてよりご了解のような病院経済の状況下において、この改正を実施する所は、労働組合からの要求等諸般の情勢を勘案すると共に、近い将来において医療費改訂の何等かの措置があることを見越して、これによる増収を見込め、この間の事情を察された念のため申し添える。

一、俸給表の改正について
職員給与要綱第五項に規定する一般職及び医療職の各俸給表の俸給月額を改正した。この改正により各俸給表の平均改善率は、一般職(一三・〇七%)、医療職(一四・四二%)、医療職(一三・五五%)、各表合計(一三・八二%)となる。

二、適用期日について
(1) 今回の改正は、昭和四十六年八月一日に遡って実施するものであること。ただし、改正要綱附則第一項ただし書の規定により「財政上特別の事情があると認められる施設」については、社長が前記期日と異なる適用期日を別途指定することとしている。

(2) 前記「財政上特別の事情」と認められる施設とは、今回及び次回(後述の諸手当等の改正をい)の給与改正実施の期日と異なる期日に社長が指定する施設をいふものであること。特に病産院の場合に医療費改訂内容の如何にかかると問題であるので、その内容を確定させて

一括して指定される予定である

こと。従って、当該施設の財政内容及び今回の給与改正内容をあれこれ勘案して、本年末の期末及び勤労手当の調整措置により八月一日から給与改正実施可能と認められる施設は、その止むを得ない理由を当該職員に納得せしめて実施に当られたこと。

(3) 前号の調整措置によるものなお八月一日実施が財政上不可能と認められれば、その実情を当該職員に納得せしめ社長が指定を受けられるよう措置されたこと。

三、適用除外について
前各号の措置にかかわらず、昭和四十六年九月三十日(改正要綱附則第一項ただし書の規定により昭和四十六年八月一日以降の期日)に適用するが指定された施設については、当該施設が死亡した者については、改正要綱は適用されないものであること。

四、給与改正に伴う新給与の支払いについて
(1) 今回の改正に伴う新給与は原則として十月分から支払うよう配慮すること。この支払いに当たって、俸給月額が引上ることに伴って、調整手当、隔地手当、役付手当、医師確保調整手当の現行率分、時間外勤務手当及び現行深夜手当)のほかに、現行規定に基づき算出のうえ支払うよう留意すること。

(2) 今回の改正に伴う八、九月分の差額追給については、前記二の(2)により指示したとおり、医療費の改訂内容如何を要する施設があること及び諸手当の改正実施時期をこれと同時に予定してのことから、これらの措置を要する支払うことにつき留意すること。

なお、この場合の差額追給の事情により困難な場合は、当該施設の労働使で話し合いを行ない、分割払い又は繰延払いによる措置を計られるようにすること。

五、附則第四項及び第七項にか

る措置を計られるようにすること。
五、附則第四項及び第七項にかか
る措置を計られるようにすること。
五、附則第四項にかかるとおり改正
要綱別添の切替表のとおり切替
えられることとなるが、これに
伴う人事異動通知及び履歴書
の整理は、次に実施された
こと。ただし、附則第一項
ただし書の規定により八月一日と
異なる期日から適用することを
指定された施設に勤務する当該
職員については、当該切替日
に切替られる職員
昭和四十六年 月 日(俸給
表名) 等級 号俸を給する
昭和四十六年十月一日本連乙
第七号改正
(イ) 暫定俸給月額を受けること
となる職員
昭和四十六年 月 日(俸給
表名) 等級 号俸を給する
昭和四十六年十月一日本連乙
第七号改正
(ロ) 暫定俸給月額を受けること
となる職員
昭和四十六年 月 日(俸給
表名) 等級 号俸を給する
昭和四十六年十月一日本連乙
第七号改正

六、諸手当の改正について

今回の改正は、各俸給表の俸給月額の上上げを行なったものであり、若干の諸手当(扶養手当、例)を参考にしたこと。

六、諸手当の改正について
今回の改正は、各俸給表の俸給月額の上上げを行なったものであり、若干の諸手当(扶養手当、例)を参考にしたこと。

第一 第二十一項本文中の次に
次(ただし)書を加える。
ただし、第二号、第四号及び
第五号に該当する者のうち児童
手当法(昭和四十六年法律第七
十三号)の規定に基づく児童手
当の支給対象となる児童は、扶
養親族としない。

第二 第二十一項第三号中「一、七
〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改
める。
この一人は六、〇〇〇円に「次
の二人までは一人につき六、〇〇
〇円」に改める。

第三 第二十六項に規定する
別表第十二の役付手当表の「本
社」欄中「(一)部長、技監」を
「(一)部長、技監、社長」に改
める。
第四 第三十項中「及び深夜
手当」を削除。
第五 第三十四項中「五〇〇円」
を「七〇〇円」に改める。

日本赤十字社職員給与要綱

改正案
日本赤十字社職員給与要綱(昭
和三十六年八月本連乙第一号)の
一部を次のように改正する。
昭和四十六年十二月十日
日本赤十字社 社長 東龍太郎

第六 第三十三中「及び緊急輸送作業手当」を「緊急輸送作業手当及び肢体不自由児療育作業手当」に改め、同条に規定する別表第十三の緊急輸送作業手当の表の次に次の表を加える。

肢体不自由児療育作業手当	一日につき 一〇〇円以内
--------------	-----------------

児童福祉法第四十三条の三に定める肢体不自由児施設に配置されている医師、医療職係給表(三)の適用を受ける職員、児童指導員、保母、言語訓練士、心理判定員、理学療法士、作業療法士又は看護助手が医療又は育成のため患者に直接接し当該作業に従事したとき。

第七 第三十六第一項中「ただし」を次のように改める。
ただし、次の各号の一に該当し休職となつた者には、休職給は支給しない。
(1) 業務外の事由による負傷又は疾病のため休職となつた場合
(2) 刑事事件に關し起訴されたため休職となつた場合
(3) 労働協約に基づき組合業務専従職員となつたため休職となつた場合

本連乙第十号
賃金の低額な者にかかる臨時補給金及び日本赤十字社員給与要綱第二十五第三項に規定する医師確保調整手当の臨時措置に関する要綱改正案

昭和四十六年十二月十日
日本赤十字社社長 東 龍太郎
賃金の低額な者にかかる臨時補給金及び日本赤十字社員給与要綱第二十五第三項に規定する医師確保調整手当の臨時措置に関する要綱(昭和四十六年十二月十日本連乙第三号)の一部を次のように改正する。

附則
一 この要綱は、昭和四十六年十二月十日から施行し、昭和四十六年八月一日から適用する。ただし、財政上特別の事情あると認められる本社、支部、医療施設及び血液センター(以下「施設」という。)については、社長は昭和四十六年八月一日と異なる期日を指定することができる。

二 前項の規定にかかわらず昭和四十六年九月三十日(前項ただし書の規定により昭和四十六年八月一日以降の期日)からこの要綱を適用する施設については、当該期日の前日(以前に退職又は死亡した者については、この要綱を適用しない。
(給与の内払)
三 改正前の要綱の規定に基づいてこの要綱施行前に支払われた給与は、改正後の要綱の規定による給与の内払とみなす。



日本赤十字社員給与要綱改正案
現行規定新旧対照表(傍線は改正部分を示す)

改正案
第二十一 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。
2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。ただし、第二号、第四号及び第五号に該当する者のうち児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定に基づく児童手当の支給対象となる児童は、扶養親族としない。
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
(2) 満十八才未満の子及び孫
(3) 満六十才以上の父母及び祖母
(4) 不具廃疾者
(5) 満十八才未満の弟妹
3 扶養手当の月額額は、扶養親族のうち一人は二、二〇〇円、次の二人までは一人につき六〇〇円、他は一人につき四〇〇円とする。

職域	職名	支給率
本社	(1) 部長、技監	二五
	(2) 次長	二〇
	(3) 課長、参事	一八

第三十 時間外手当は、休日に勤務することを命ぜられ、又は正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に、その超過勤務時間数にこれを支給する。
以下略
第三十 時間外手当及び深夜手当は、休日に勤務することを命ぜられ、又は正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に、その超過勤務時間数にこれを支給する。
二 前項の時間外手当の額は、勤務一時間当たり、給与額の二割五分の額に、前項の超過勤務時間数を乗じて得た額とする。ただし、休日に勤務した職員に代休を与えた場合には、本項の一割五分は、これを二割五分とする。
三 深夜手当は、午後一〇時から午前五時までの間勤務した場合にその勤務時間数にこれを支給する。

職域	職名	支給率
本社	(1) 部長、技監	二五
	(2) 次長	二〇
	(3) 課長、参事	一八

第三十三 特殊勤務手当は、結核、精神科作業手当、伝染病作業手当、細菌等検査作業手当、放射線作業手当、血液製剤作業手当、死体解剖作業手当、汚物処理作業手当、緊急輸送作業手当及び肢体不自由児療育作業手当とし、別表第十三の特殊勤務手当表に定めるところにより支給する。
別表第十三の特殊勤務手当表の表の次に次の表を加える。

肢体不自由児療育作業手当	一日につき 一〇〇円以内
--------------	-----------------

改正案
第三十六 職員が休職を命ぜられたときは、休職を命ぜられた日の属する月の俸給月額(ただし、本俸に限る。)の三分の一額を休職給として支給する。ただし、次の各号の一に該当し休職となつた者には、休職給は支給しない。
(1) 業務外の事由による負傷又は疾病のため休職となつた場合
(2) 刑事事件に關し起訴されたため休職となつた場合
(3) 労働協約に基づき組合業務専従職員となつたため休職となつた場合

現行
第四 前項の深夜手当の額は、勤務一時間当りの給与額の二割五分の額(医療職係給表(三)の適用を受ける職員、保母、看護助手及び電話交換手等の女子職員については五割の額に七〇円を加えた合計額)に前項の勤務時間数を乗じて得た額とする。
五 職員が、第一に掲げる勤務に服し、且つ、その勤務が午後十時から午前五時までの間である場合においては、その間の勤務については、時間外手当と深夜手当とはこれを併せて支給することとする。
六 公用により出張中の職員に対しては、時間外手当及び深夜手当はこれを支給しない。ただし、勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、又は救護業務のため出張した場合は、就業の状況に応じ支給する。
七 前項に定める場合の他、別表第十二の二にかかげる職員に対しては時間外手当及び深夜手当は支給しない。ただし、別表第十二の二に掲げる職員中、院長(園長を含む)、副院長、血液センター所長又は副所長が、当該施設の就業規則に定める正規の勤務時間を超えて、診療に従事した場合は、当該勤務を時間外勤務又は深夜勤務とみなし、時間外手当又は深夜手当を支給することができる。

改正案
第一 日本赤十字社員給与要綱(以下「給与要綱」という。)
第二(給与の種類)の規定にかかわらず、俸給月額と調整手当との合計額(以下「合計額」という。)が二五、〇〇〇円に満たない職員(精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者を除く)については、二五、〇〇〇円と合計額との差額に相当する金額を臨時補給金として支給する。ただし、本項の職員の給与改正等による増額したときは、臨時補給金はその増加した額を差引いた額とし、合計額が二五、〇〇〇円に達し又はそれを超過したときは、臨時補給金の支給を打ち切るものとする。
二 前項の規定による臨時補給金は、給与要綱の適用にあつては、第二(一)の基準内給与とみなし、第三十一の勤務一時間当りの給与額の月額合計額に加えるものとする。

現行
第三十六 職員が休職を命ぜられたときは、休職を命ぜられた日の属する月の俸給月額(ただし、本俸に限る。)の三分の一額を休職給として支給する。ただし、刑事事件に關し、起訴されたため休職となつた者には、休職給は支給しない。

改正案
第一 日本赤十字社員給与要綱(以下「給与要綱」という。)
第二(給与の種類)の規定にかかわらず、俸給月額と調整手当との合計額(以下「合計額」という。)が二五、〇〇〇円に満たない職員(精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者を除く)については、二五、〇〇〇円と合計額との差額に相当する金額を臨時補給金として支給する。ただし、本項の職員の給与改正等による増額したときは、臨時補給金はその増加した額を差引いた額とし、合計額が二五、〇〇〇円に達し又はそれを超過したときは、臨時補給金の支給を打ち切るものとする。
二 前項の規定による臨時補給金は、給与要綱の適用にあつては、第二(一)の基準内給与とみなし、第三十一の勤務一時間当りの給与額の月額合計額に加えるものとする。

職員就業規則(昭和四十二年一月二十八日付人管第八号通知、昭和四十五年二月二十四日改正)について本日下記理由によりその一部を別紙のとおり改正したので、貴支部及び管下事業

人管第九十六号
昭和四十六年十二月十三日
日本赤十字社 支部長 殿
日本赤十字社 副社長
職員就業規則の一部
改正について

所の就業規則について可及的速やかに改正するよう取り進められた。

なお、今回の本規則の改正とは別に、日本赤十字社職員給与要綱の一部が改正され、このうちにも本規則の改正と表裏の関係にあるものが含まれ、この部分は、昭和四十七年一月一日から適用されるのであり、また、このことに關しては中央三組合とも合意が成立しているものにつき、可及的速やかに就業規則の改正を取り進める必要があること。

今回そのように改正したものであること。

二、準則第四十九條第三項、第五十條第一項及び第六十七條第二項については、現行規定で保障されているものについて、該当者の利益を損なわずに健康保険法及び労働者災害補償保険法に定める保険給付を完全に受けられるよう関係規定を改正したものであること。

三、準則第三十二條及び第四十九條第四項については、実際の取扱いに相応するよう改正したものであること。

四、準則第四十九條第一項については、従来不明確であった箇所を明確にすべく改正したものであること。

別紙一

一、第三十二條(年休の繰越)中「翌年度」を「翌年」に改める。

二、第三十三條(特別有給休暇)第一項第四号忌服を次のとおり改める。

改正案

三十二條 前条に定める年次有給休暇の未使用分は、翌年度に限り、これを繰越すことができる。

(特別有給休暇)

第三十三條

(4) 忌服

一、父母(義父母を含む。)

二、配偶者及び子(養子を含む。)

三、祖父母、兄弟姉妹及び孫

四、曾祖父母、配偶者の父母及び同居の親族 三日以内

五、配偶者の兄弟姉妹 一日

現行

三十二條 前条に定める年次有給休暇の未使用分は、翌年度に限り、これを繰越すことができる。

(特別有給休暇)

第三十三條

(4) 忌服

一、父母(義父母を含む。)

二、配偶者及び子(養子を含む。)

三、祖父母、兄弟姉妹及び孫

四、曾祖父母、配偶者の父母及び同居の親族 三日以内

五、配偶者の兄弟姉妹 一日

改正案

三十二條 前条に定める年次有給休暇の未使用分は、翌年度に限り、これを繰越すことができる。

(特別有給休暇)

第三十三條

(4) 忌服

一、父母(義父母を含む。)

二、配偶者及び子(養子を含む。)

三、祖父母、兄弟姉妹及び孫

四、曾祖父母、配偶者の父母及び同居の親族 三日以内

五、配偶者の兄弟姉妹 一日

現行

三十二條 前条に定める年次有給休暇の未使用分は、翌年度に限り、これを繰越すことができる。

(特別有給休暇)

第三十三條

(4) 忌服

一、父母(義父母を含む。)

二、配偶者及び子(養子を含む。)

三、祖父母、兄弟姉妹及び孫

四、曾祖父母、配偶者の父母及び同居の親族 三日以内

五、配偶者の兄弟姉妹 一日

所の就業規則について可及的速やかに改正するよう取り進められた。

なお、今回の本規則の改正とは別に、日本赤十字社職員給与要綱の一部が改正され、このうちにも本規則の改正と表裏の関係にあるものが含まれ、この部分は、昭和四十七年一月一日から適用されるのであり、また、このことに關しては中央三組合とも合意が成立しているものにつき、可及的速やかに就業規則の改正を取り進める必要があること。

今回そのように改正したものであること。

二、準則第四十九條第三項、第五十條第一項及び第六十七條第二項については、現行規定で保障されているものについて、該当者の利益を損なわずに健康保険法及び労働者災害補償保険法に定める保険給付を完全に受けられるよう関係規定を改正したものであること。

三、準則第三十二條及び第四十九條第四項については、実際の取扱いに相応するよう改正したものであること。

四、準則第四十九條第一項については、従来不明確であった箇所を明確にすべく改正したものであること。

別紙一

一、第三十二條(年休の繰越)中「翌年度」を「翌年」に改める。

二、第三十三條(特別有給休暇)第一項第四号忌服を次のとおり改める。

改正案

三十二條 前条に定める年次有給休暇の未使用分は、翌年度に限り、これを繰越すことができる。

(特別有給休暇)

第三十三條

(4) 忌服

一、父母(義父母を含む。)

二、配偶者及び子(養子を含む。)

三、祖父母、兄弟姉妹及び孫

四、曾祖父母、配偶者の父母及び同居の親族 三日以内

五、配偶者の兄弟姉妹 一日

現行

三十二條 前条に定める年次有給休暇の未使用分は、翌年度に限り、これを繰越すことができる。

(特別有給休暇)

第三十三條

(4) 忌服

一、父母(義父母を含む。)

二、配偶者及び子(養子を含む。)

三、祖父母、兄弟姉妹及び孫

四、曾祖父母、配偶者の父母及び同居の親族 三日以内

五、配偶者の兄弟姉妹 一日

改正案

三十二條 前条に定める年次有給休暇の未使用分は、翌年度に限り、これを繰越すことができる。

(特別有給休暇)

第三十三條

(4) 忌服

一、父母(義父母を含む。)

二、配偶者及び子(養子を含む。)

三、祖父母、兄弟姉妹及び孫

四、曾祖父母、配偶者の父母及び同居の親族 三日以内

五、配偶者の兄弟姉妹 一日

現行

三十二條 前条に定める年次有給休暇の未使用分は、翌年度に限り、これを繰越すことができる。

(特別有給休暇)

第三十三條

(4) 忌服

一、父母(義父母を含む。)

二、配偶者及び子(養子を含む。)

三、祖父母、兄弟姉妹及び孫

四、曾祖父母、配偶者の父母及び同居の親族 三日以内

五、配偶者の兄弟姉妹 一日

配 偶 者	血 族	
	一親等の直系尊族(父母)	二親等の直系尊族(祖父母)
一親等の直系尊族(父母)	二親等の直系尊族(祖父母)	二親等の直系尊族(孫)
二親等の直系尊族(祖父母)	三親等の傍系尊族(伯叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)
三親等の傍系尊族(伯叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)
三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)

配 偶 者	血 族	
	一親等の直系尊族(父母)	二親等の直系尊族(祖父母)
一親等の直系尊族(父母)	二親等の直系尊族(祖父母)	二親等の直系尊族(孫)
二親等の直系尊族(祖父母)	三親等の傍系尊族(伯叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)
三親等の傍系尊族(伯叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)
三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)

配 偶 者	血 族	
	一親等の直系尊族(父母)	二親等の直系尊族(祖父母)
一親等の直系尊族(父母)	二親等の直系尊族(祖父母)	二親等の直系尊族(孫)
二親等の直系尊族(祖父母)	三親等の傍系尊族(伯叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)
三親等の傍系尊族(伯叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)
三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)

配 偶 者	血 族	
	一親等の直系尊族(父母)	二親等の直系尊族(祖父母)
一親等の直系尊族(父母)	二親等の直系尊族(祖父母)	二親等の直系尊族(孫)
二親等の直系尊族(祖父母)	三親等の傍系尊族(伯叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)
三親等の傍系尊族(伯叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)
三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)

配 偶 者	血 族	
	一親等の直系尊族(父母)	二親等の直系尊族(祖父母)
一親等の直系尊族(父母)	二親等の直系尊族(祖父母)	二親等の直系尊族(孫)
二親等の直系尊族(祖父母)	三親等の傍系尊族(伯叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)
三親等の傍系尊族(伯叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)
三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)

配 偶 者	血 族	
	一親等の直系尊族(父母)	二親等の直系尊族(祖父母)
一親等の直系尊族(父母)	二親等の直系尊族(祖父母)	二親等の直系尊族(孫)
二親等の直系尊族(祖父母)	三親等の傍系尊族(伯叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)
三親等の傍系尊族(伯叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)
三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)	三親等の傍系尊族(叔父母)

三、第四十九條(休職期間)第一項ただし書中「前条第二号及び第三号により」を「前条第二号、第三号及び第七号により」に改める。

四、第四十九條第三項を次のとおり改める。

「休職期間は、退職一時給与金の支給にかかる在職期間の計算に当たってはその二分の一(前条第七号の場合は全期間)に相当する月数を在職期間に通算する。」

